

結核予防費補助金交付申請書及び実績報告書作成の手引き

栃木県保健福祉部感染症対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の2第1項に規定する学校又は施設（国、県又は市町村の設置する学校及び施設並びに宇都宮市に所在する学校及び施設を除く。以下「学校等」という。）の設置者が法第58条の3の規定により支弁した結核に係る定期の健康診断（胸部エックス線検査に係るものに限る。）に要する経費に係る結核予防費補助金の申請等については、「栃木県補助金等交付規則」（昭和36年4月10日栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び「結核予防費補助金交付要領」（以下「要領」という。）に基づいて手続きを行うこと。

I 交付申請

1 提出書類（2部）

- (1) 「結核予防費補助金交付申請書」（規則の別記様式第1号）
- (2) 「結核予防費補助金所要額調書」（別記様式第1号）
- (3) 「支出予定額内訳書」（別記様式第2号）
- (4) 「事業計画書」（別記様式第3号）
- (5) 「収支予算書（抄本）」（別記様式第4号）

2 提出先

学校又は施設の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）の健康対策課へ提出すること。

名称	管轄市町名	住所	電話番号
県西健康福祉センター （県西保健所）	鹿沼市、日光市	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289-62-6225
県東健康福祉センター （県東保健所）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町 芳賀町	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	0285-82-3323
県南健康福祉センター （県南保健所）	栃木市、小山市、下野市 上三川町、壬生町、野木町	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	0285-22-1219
県北健康福祉センター （県北保健所）	大田原市、矢板市、那須塩原市 さくら市、那須烏山市、塩谷町 高根沢町、那須町、那珂川町	〒324-8585 大田原市本町 2-2828-4	0287-22-2679
安足健康福祉センター （安足保健所）	足利市、佐野市	〒326-0032 足利市真砂町 1-1	0284-41-5895

* 所在地が宇都宮市内となる場合は、申請手続きが異なりますので、宇都宮市保健所保健予防課（TEL:028-626-1114）へ直接お問い合わせください。

3 申請書記入上の注意

(1) 結核予防費補助金交付申請書（規則の別記様式第1）

文書番号、申請年月日、栃木県知事名、学校又は施設名、申請者住所、法人名等及び代表者氏名、補助金額を明記する。

なお、申請者（代表者）とは、学校及び施設の長ではなく、学校及び施設の設置者のことであるので、注意すること。

(2) 結核予防費補助金所要額調書（別記様式第1号）

(A) 欄は法第53条の2第1項規定に基づく定期の健康診断を行うために要する総事業費を記入する。

(B) 欄は寄付金、実費の徴収額、その他収入がある場合は、その額の合計を記入する。

(C) 欄は(A)の額から(B)の額を差し引いた額を記入する。

(D) 欄は別記様式第2号の算定基準額の間接撮影と直接撮影の合計の額を記入する。

(E) 欄は別記様式第2号の支出予定額の合計の額を記入する。

(F) 欄は(D)と(E)を比較して少ない額を記入する。

(G) 欄は(C)と(F)を比較して少ない額を記入する。

(H) 欄は(G)の額に3分の2を乗じ、1円未満の端数を切り捨てた額を記入する。

(3) 支出予定額内訳書（別記様式第2号）

① 支出予定額

法第53条の2第1項規定に基づく定期の健康診断（結核）に要する経費のうち、補助対象となるすべての経費を節（細節）別に記入する。

なお、対象経費は、要領の交付基準を参照すること。

② 健康診断費

間接撮影、直接撮影別に記入する。（撮影方法は健康診断実施機関に確認してください。）

③ 受診予定者数

補助の対象となる人数を記入する。

* 学校については、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（就業年数が1年未満のものを除く）の学生又は生徒で入学した年度1回が対象です。

④ 補助単価

要領の交付基準の算定基準額を記入する。

⑤ 算定基準額

補助単価に受診予定者数を乗じた額を記入する。

(4) 事業計画書（別記様式第3号）

① 健康診断の実施予定期間

健康診断の実施予定期間を記入する。

② 学校又は施設名

学校名、施設名を記入する。

③ 対象者数

補助対象となる総人数を記入する。

④ 受診予定者数

今年度受診予定人数を記入する。

⑤ 健康診断受診予定者数

間接撮影、直接撮影別に受診予定人数を記入する。

なお、*印欄は健診等実施機関名を記入し、実施機関が2か所以上にわたる場合は、適宜縦線により区分し、実施機関別に記入する。

(5) 収支予算書（別記様式第4号）

① 歳入

法人としての予算書の内容を転記する。その際科目は大科目から左の列欄より記入し、最後の科目の備考欄には当該補助事業に係る補助金の予算額を（ ）書きで記入する。

ただし、当該補助事業を年度当初計画していなかった学校等については、補助金額の記入は無記入でも差し支えない。

② 歳出

歳入と同様の手順で記入する。なお、最後の科目の備考欄には、当該補助事業の支出予算額を（ ）書きで記入する。

③ その他

書類作成日、法人名、代表者氏名を明記する。

II 変更交付申請

結核予防費補助事業に要する経費又は事業内容の変更をする場合は、変更交付申請書（規則の別記様式第1（変更））を提出する。（要領の第6条第1項第3号の規定）

なお、記載方法についてはIの交付申請書に準ずる。

III 実績報告

1 提出書類（2部）

(1) 「結核予防費補助金実績報告書」（規則の別記様式第2）

(2) 「結核予防費補助金精算額調書」（別記様式第5号）

(3) 「支出額内訳書」（別記様式第6号）

(4) 「事業実績報告書」（別記様式第7号）

※健診費用請求書等の写し（受診者数の分かるもの）を添付

(5) 「収支計算（見込）書（抄本）」（別記様式第8号）

2 提出先

学校又は施設の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）の健康対策課へ提出すること。詳細は、Iの交付申請書のとおり。

3 実績報告書記載上の注意

(1) 結核予防費補助金実績報告書（規則の別記様式第2）

文書番号、報告年月日、栃木県知事名、学校又は施設名、申請者住所、法人名等及び代表者氏名、補助金交付指令書の日付及び番号を明記する。

(2) 結核予防費補助金精算額調書（別記様式第5号）

(A) 欄～(H) 欄については別記様式第1号に準ずる。

(I) 欄は補助金交付決定額を記入する。

(J) 欄は(H)の額から(I)の額を差し引いた額を記入する。

(3) 支出額内訳書（別記様式第6号）

別記様式第2号に準じ、支出額等を記入する。

(4) 事業実績報告書（別記様式第7号）

対象者や受診者数については、本年度既に保健所長を経由して知事に報告済の結核定期健康診断実施報告書についても確認すること。

なお、結核定期健康診断実施報告書未報告の場合は速やかに所轄保健所長に提出すること。

(5) 収支計算（見込）書（抄本）（別記様式第8号）

① 歳入

法人としての計算書等の内容を転記する。その際科目は大科目から小科目へ順に記入し、最後の科目の備考欄には当該補助事業の決算額（別記様式第5号の（H）の額）を（ ）書きで記入する。

なお、各項目欄の額については以下のとおりとする。

- ・ 予算額は歳入予算として計上されている額を記入する。
- ・ 収入済額については、額が確定していない場合は予算額と同額を記入する。
- ・ 差引過不足額は、予算額から収入済額を差し引いた額を記入する。

② 歳出

歳入と同様の手順で計算書等の内容を転記し、最後の科目の備考欄には、当該補助事業の支出決算額（別記様式第5号の（E）の額）を（ ）書きで記入する。

なお、各項目欄については以下のとおりとする。

- ・ 予算額は当該年度の最終予算額（補正および流用増減額等を含む）を記入する。
- ・ 支出済額については、収入済額と同様、額が確定していない場合は予算額と同額を記入する。
- ・ 予算残額欄は、予算額から支出済額を差し引いた額を記入する。

③ その他

書類作成日、法人名、代表者氏名を明記する。

IV 補助金の交付の請求

1 提出書類（1部）

- (1) 「結核予防費補助金交付請求書」（規則の別記様式第4）
- (2) 「結核予防費補助金交付確定通知書の写し」

2 提出先

〒320-8501（住所不要）

栃木県保健福祉部感染症対策課 感染症対策担当

TEL：028-623-2834

3 補助金交付請求書記載上の注意

- (1) 結核予防費補助金交付請求書（規則の別記様式第4）

補助金額、補助金交付指令書の日付及び番号、報告年月日、栃木県知事名、学校又は施設名、申請者住所、法人名等及び代表者氏名、振込金融機関情報を明記する。

- (2) 結核予防費補助金交付確定通知書の写し

必ず、確定通知書の写しを添付すること。